

「社会を明るくする運動強調月間」
 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」
 「青少年に有害な社会環境排除県民運動強化月間」

犯罪や非行のない
 明るい社会のために

7月は「社会を明るくする運動強調月間」です。

この運動は、全ての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせて、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとするもので、本年度64回目になります。

本年も「社会を明るくする運動強調月間」である7月を中心に、更生保護への理解と協力を訴えるさまざまな活動が行われますが、特に期間中は、保護司会を中心に、更生保護女性会およびその他の団体の協力により、市内各地で広報活動が行われます。

この「社会を明るくする運動」のための資金として、各区を通じて1戸当たり30円の資金協力をいただいております。

市内中学校・高等学校などでの啓発物の配布、更生保護施設への慰問、研修などに活用させていただきます。

ご協力いただいた市民の皆さんにお礼を申し上げます。ご支援をいただきますよう、お願い申し上げます。

地域で「はぐくむ」
 大人が「見守る」

7月は、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」「青少年に有害な社会環境排除県民運動強化月間」です。

郷土の未来を担う青少年が、心豊かに健やかに成長していくことは皆の願いです。

この月間を機会に、青少年の非行・被害防止と健全育成、また、青少年にとって有害な社会環境について、あらためて大人の視点から見つめ直し、安全・安心な地域社会

づくりにご協力ください。
 青少年へ愛の声かけ運動

「青少年は地域社会ではぐくむ」誰もが自然に声かけできる社会の実現に向けて、地域の大人が青少年一人一人に対して温かなまなざしを向け、声を掛ける「愛の声かけ運動」の実践にご協力ください。

「大人が変われば子ども変わる」まずは、近所に住む子どもにあいさつすることから始めてみましょう。

有害自動販売機3ない運動

青少年にとって有害な自動販売機（露骨な性描写の雑誌、ポルノコミックス、アダルトビデオ・DVD、アダルトグッズなどを販売する自動販売機）を「設置させない・利用しない・放置しない」の「有害自動販売機3ない運動」の実践にご協力ください。

有害情報から子どもを守る

携帯電話やパソコンのインターネット上には、青少年にとって有害な情報が含まれるサイトがあります。

保護者の皆さんは、子どもがインターネット上の有害情報から悪影響を受けたり、犯罪・被害に巻き込まれないようには、インターネットの利用環境を整える必要があります。

子どもが有害なページにア

クセスできないようにするために、携帯電話やパソコンにフィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）を利用するなどの対策が有効です。また、インターネット利用時のルールやマナーなどについて、子どもと話し合うことも大切です。

問い合わせ先

福祉課厚生保護係

☎ 21111（内線255）

子育て課青少年未来係

☎ 21111（内線357）

少年育成委員が活動しています

市では、少年の非行防止について、青少年補導関係の機関（教育・行政・警察）および団体が中心となり、市民の参加を得て、少年の非行防止活動をより効果的に推進するため、合同活動の拠点である少年育成センターを設置しています。



また、中野市少年育成委員は、各地区などから選出され、市長の委嘱を受けた80の方が3年の任期で活動しています。

活動内容は、街頭補導活動、少年相談活動、環境浄化活動などで、問題少年の早期発見と早期補導活動による青少年の健全な育成の推進を図っています。

今後、強調月間に合わせて、催事が行われている市街地の巡回補導活動や環境浄化活動、青少年健全育成協力店の協力要請活動などを実施していきます。

医療費

福祉医療費給付金制度

福祉医療費給付金とは、乳幼児等、心身障がい者、母子家庭、父子家庭の方などを対象に、医療費の自己負担額の一部を給付するものです。

福祉医療費の給付を受けるには、受給者証の交付申請が必要で、申請の際には保険証、各種手帳（身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳）印鑑、通帳をお持ちください。

問合わせ先
市役所代表 ☎(22)2111
乳幼児等に関して：子育て課
子ども支援係（内線356）
乳幼児等以外に関して：福祉課
厚生保護係（内線276）

区分	支給対象者（所得制限）	給付範囲
乳幼児等	0歳から中学校3年生まで（所得制限なし）	外来・入院
身体障がい者手帳交付者	1級～4級（4級は所得税非課税世帯が対象）	
療育手帳交付者	A1～B2（B2は特別障がい者手当に準じた所得制限あり）	外来のみ
精神障がい者保健福祉手帳交付者	1級…特別障がい者手当に準じた所得制限あり 2級…市民税または所得税非課税の方（世帯員全員が1級と同じ所得制限あり） 3級…市民税非課税世帯	
65歳以上国民年金法該当者	障がい基礎年金を受給している方（1級または2級）	
母子家庭、父子家庭等	18歳未満（高等学校卒業まで）の児童を扶養している方 ※父子家庭は児童扶養手当に準じた所得制限あり	外来・入院

医療保険

後期高齢者医療保険制度

後期高齢者医療保険制度は75歳以上の方すべてが加入する医療保険です。

平成26年度の住民税額確定に伴い、平成26年度保険料決定納入通知書を7月中旬にお送りします。

保険料の金額、計算方法については通知書および同封のチラシでご確認ください。

また、7月末までに新しい保険証を自宅に郵送します。この保険証は保険に加入していることを証明するものです。大切に保管し、医療機関を受診する際は、必ずお持ちください。

保険料

保険料計算式

$$\begin{aligned} & \text{均等割額} 40,347\text{円} \\ & + \\ & \text{所得割額 (前年中の総所得金額} - \text{基礎控除額} \\ & \text{33万円)} \times \text{率} 8.10\% \\ & \parallel \\ & \text{保険料 (年額)} \end{aligned}$$

被保険者一人一人に掛かります。一人当たりの保険料額

は、その方の前年の所得に応じてご負担いただく「所得割額」と、被保険者の全員が均等に負担いただく「均等割額」の合計になります。

また、所得が低い方の負担を減らすため、世帯の所得に応じた軽減措置があります。ただし、前年の所得を申告していない世帯は、軽減を受けられない場合があります。

※4月から、保険料率や年間保険料の限度額などが改定となりました。詳細は広報なかの4月号20ページをご覧ください。

保険料の納付

原則、年金から引き落とし（特別徴収）となりますが、お送りする納入通知書に同封されている通知文により、納付方法をご確認ください。

保険証

1年更新のため、毎年7月末までにお送ります。また、保険証に記載の負担

割合（医療機関窓口で支払う医療費の一部負担金の割合）は1割または3割で、現役並み所得者の方は、3割となります。

なお、現在お使いの保険証は、8月1日から使用できなくなり、8月1日以降に破棄してください。

75歳の誕生日を迎える方

加入手続きは不要です。保険証は75歳の誕生日を迎える前日までに自宅へ郵送します。

また、保険料については、誕生月の翌月にお知らせします。

中野市国民健康保険にご加入の70歳以上75歳未満の方

7月末までに「国民健康保険高齢受給者証」を郵送します。現在お使いの「受給者証」は8月1日から使用できなくなります。また、国民健康保険の保険証は、9月末までに郵送します。ただし、保険税に滞納があるときは郵送できない場合があります。

問合わせ先
福祉課国保医療係
☎(22)2111（内線296）